

## 議案第20号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 1 取得する財産

志津公民館家具什器等備品

#### 2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

#### 3 取得に要する金額

22,127,040円

#### 4 取得に係る相手方

佐倉市城188番28

株式会社ミツワ堂 佐倉営業所所長 曾根 尚

平成27年8月24日提出

佐倉市長 巖 和 雄